明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令（**総務**九七）　一

〔告　示〕

○電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件（**総務**三三九）　二

○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（**同**三四〇）

○端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（**同**三四一）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件（**法務**三四五）

○円借款の供与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二四一）　三

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**二三一）　四

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**二三二）

○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一三二〇）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一三二一～一三二七）

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一四七）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一七〇～一七三）　八

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更した件（**関東地方整備局**三一九）

○浄化槽の型式を認定した件（**同**三二〇）

○都市計画に関する件（**中部地方整備局**一一二）　一〇

○道路に関する件（**九州地方整備局**一二〇）　一〇

○道路に関する件（**沖縄総合事務局**二四）

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

宮内庁　法務省　外務省　最高裁判所　一二

〔皇室事項〕　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

保険業法に基づく供託金取戻し関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係

特殊法人等

外務省共済組合定款の一部変更関係　三〇

会社その他

省　令

○総務省令第九十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六十条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十二日

総務大臣　片山　善博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表一の項(六)及び(七)を次のように改める。

(六)　船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表(3)（義務船舶局等の場合に限る。）

(七)　海岸局及び特別業務の局の局名録(3)（国際航海に従事する船舶の義務船舶局等の場合に限る。）

第三十八条第一項の表一の項中(八)及び(九)を削り、(十)を(八)とし、(十一)を(九)とし、(十二)を(十)とし、同表二の項中「(六)から(八)まで」を「(六)」に改め、「(2)」を削り、「(十)」を「(八)」に改め、同表三の項中「(十一)」を「(九)」に改め、同表八の項中「(十一)」を「(九)」に改め、同条第五項中「海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表、海岸局の局名録、船舶局の局名録並びに無線測位局」を「船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表並びに海岸局及び特別業務の局の局名録の備付けについては、この省令による改正後の電波法施行規則第三十八条第一項の規定にかかわらず、公布の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この省令による改正前の電波法施行規則第三十八条第五項の規定により公表したもの又は認定したものについては、この省令による改正後の同項の規定により公表したもの又は認定したものとみなす。